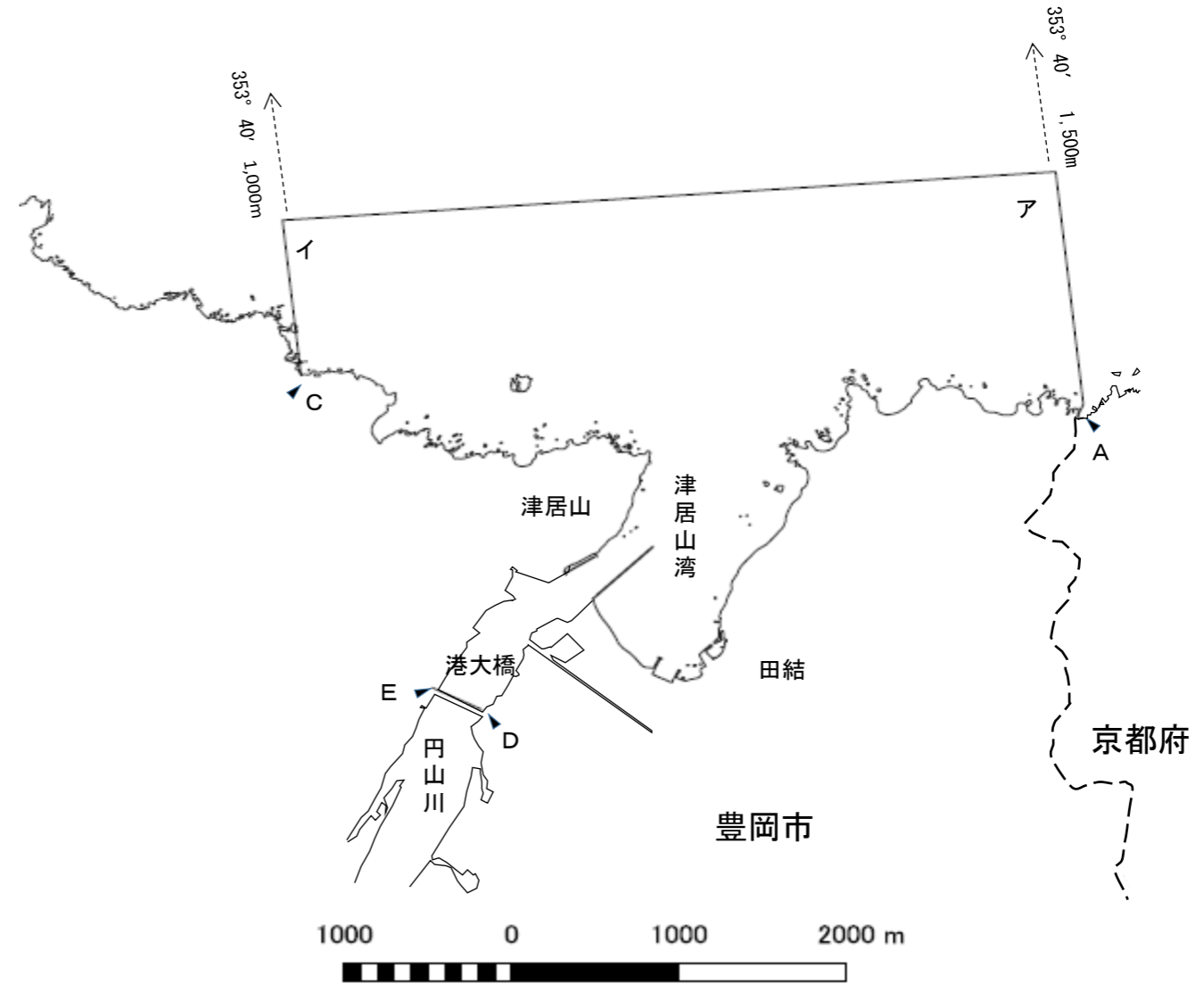


免許番号 共第202号

漁場の位置 豊岡市地先

漁場の区域 次の点A、B、ア、イ及びCを結んだ線並びにDとEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 点の位置
- A 最大高潮時海岸線における京都府・兵庫県界
(北緯35度39.47分、東経134度52.05分)
 - B 京都府・兵庫県界地先の平岩中央
(北緯35度39.51分、東経134度52.07分)
 - C 豊岡市瀬戸・竹野町田久日界の御持ちの滝
(通称ヒイゴの滝)
(北緯35度39.61分、東経134度48.97分)
 - D 豊岡市気比港大橋右岸下流基柱
(北緯35度38.53分、東経134度49.49分)
 - E 豊岡市小島港大橋左岸下流基柱
(北緯35度38.45分、東経134度49.69分)
 - ア Bから353度40分1,500メートルの点
(北緯35度40.31分、東経134度51.96分)
 - イ Cから353度40分1,000メートルの点
(北緯35度40.15分、東経134度48.90分)



注1：方位は真方位、緯度・経度の座標は世界測地系を示す。
注2：括弧書きで併記している緯度経度座標は参考値を示す。

令和 5年 9月 1日免許
共 第202号 漁 場 図

表示

表示番号	漁場		別紙漁場図のとおり（漁場図つづり込帳 第 冊 丁）			免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類	主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件	
	1	2	いそ刺網漁業		3月1日から10月31日まで				なし
2		とびうお刺網漁業		5月1日から7月31日まで					
2		かます刺網漁業		3月1日から11月30日まで					
2		いかかご漁業		3月1日から8月31日まで					
2		雑魚かご漁業		3月1日から8月31日まで					
		以下余白		以下余白					
海区		但馬海区		免許番号	共 第 202 号			摘要	

表示番号	表示	漁業権区		入漁権区	
		順位番号	事項	順位番号	事項
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	美方郡香美町香住区若松747番地 但馬漁業協同組合 のための漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		